

平成 19 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 和 銀 行  
代表者名 取締役頭取 吉永 國光  
( コード番号 8558 東証 1 部 )  
問合せ先 総合企画部長 角山 雅典  
( 電話番号 027 - 234 - 1111 )

経営管理態勢及び法令等遵守態勢の充実・強化に関する業務改善命令について

当行は、先般の金融庁検査結果及び当該検査結果を踏まえた銀行法第 24 条第 1 項に基づく当行の報告等により、経営管理態勢及び法令等遵守態勢に重大な問題があるとして、本日、関東財務局長より下記内容の業務改善命令を受けました。

日頃から、当行を信頼し、お取引いただいているお客様並びに株主の皆様、また関係する皆様にご心配とご迷惑をお掛けしますことに、心から深くお詫び申し上げます。

当行では、今回の業務改善命令を受けたことを厳粛に受け止め深く反省するとともに、今後、経営管理態勢及び法令等遵守態勢の一層の充実・強化に向け、全行を挙げて取組んでまいります。

記

1. 業務改善命令の内容

( 1 ) 適切かつ健全な業務運営を確保するため、以下の観点から経営管理態勢及び法令等遵守態勢を充実・強化すること。

経営管理及び法令等遵守に係る問題の原因となった経営責任の明確化( 厳正な判断が期待できる社外の第三者による客観的な検証体制の構築及び過去の事案に問題があった場合の改善措置、責任追及を含む )

取締役会や監査役会による経営監視・牽制が適正に機能するための組織・体制の抜本的改革及び早期構築

経営陣が誠実かつ率先垂範して法令等遵守に取組む経営姿勢の明確化及び全行的な法令遵守態勢の確立

( 2 ) 上記( 1 )に関する改善計画を平成 19 年 11 月 12 日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、四半期毎の進捗・実施状況等を翌月 15 日までに報告すること( 初回報告基準日を平成 19 年 12 月末とする )

2. 今後の対応

今回命令を受けた上記改善事項を踏まえ、既に実施している改善策に加え、より抜本的な経営改善策を策定するとともに、これらを確實に実施することにより経営管理態勢及び法令等遵守態勢の充実・強化を図り、信頼の早期回復に役職員一体となって取組んでまい

ります。

( 1 ) 経営管理及び法令等遵守に係る問題の原因となった経営責任の明確化

業務改善命令で指摘された経営管理や法令等遵守に係る問題等について、今回の事態に至った経緯と要因を踏まえ、その経営責任の所在等を公正に判断するため、弁護士・公認会計士等、外部の有識者で構成する「経営責任調査委員会」を設置し、客観的な立場から調査・究明を行い、その調査結果に基づき適切な措置を講じてまいります。

( 2 ) 取締役会・監査役会による経営監視・牽制体制の強化

取締役会の経営監視機能を強化するため、すでに取締役 1 名を社外取締役(弁護士)とするとともに、実質的かつ活発な議論ができる体制の確立を図ってまいります。

また、取締役会、監査役会が、それぞれの機能を十分に發揮することにより、今般の改善策が着実に実行されるよう、強固な経営管理態勢を構築してまいります。

さらに、この実効性について、客観性を高めるため、外部の有識者で構成する「外部評価委員会」を設置してまいります。

( 3 ) 法令等遵守態勢の強化

すでに、19年6月28日から行内のコンプライアンスを統括する「コンプライアンス統括部」を設置しております。さらに経営陣自らが先頭に立って、コンプライアンス重視の経営姿勢を行員に徹底し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成してまいります。

また、取締役をはじめとする全役職員は、高い倫理観を持ち、それぞれの役割と責任を果たす組織風土の構築を図ってまいります。

そのため、制定済の「コンプライアンス規程」に加え、新たに役員の倫理基準について「役員倫理規程」を制定してまいります。

以上